

# 博士学位論文審査要旨

2009年1月28日

論文題目： 脱・「アルコール依存社会」にむけてのアルコール政策の総合的研究

学位申請者： 中本 新一

審査委員：

主査： 総合政策科学研究科 教授 井上 恒男

副査： 社会学研究科 教授 黒木 保博

副査： 奈良女子大学 教授 清水 新二  
生活環境学部

要 旨：

本論文は、日本が「アルコール依存社会」から脱するため、アルコール関連問題を社会的に抑制する政策を考察するものである。酒害予防対策先進国の政策を検証して総量抑制の必要性を論じ、我が国に同趣旨に則ったアルコール基本法案の導入を提起し、併せて断酒会の役割、課題等について考察を行っている。

第1章では、まず飲酒の影響が個人の健康障害にとどまらず広範なアルコール関連問題に及ぶことを先行研究に基づいて整理したうえで、日本が飲むことと酔うことに寛容な「アルコール依存社会」であり、さらにその傾向が強まっていることを、歴史文化論、飲酒データ等に基づいて論じ、警告を発している。

第2章では、かつて酒害が大きな社会問題となり禁酒法、専売制等を経験したアメリカ、スウェーデンの対策の歩みを検証し、WHOの政策文書等にも依拠し、社会的な飲酒総量抑制（アルコール・コントロール）、特に供給面に軸足を置いた、入手、接近、需要抑止対策の総合化の必要性を説いている。

第3章では、日本のアルコール関連問題対策の歩みを振り返り、個人の適正飲酒中心の政策には限界があるとし、上記総合的な政策の枠組みに基づいて飲酒総量を社会的にコントロールし酒害を抑制するための「アルコール基本法案」を提案している。

第4章は、断酒会がアルコール医療、アルコール政策において今後も重要な役割を担っていくことを願いつつ、内部改革が必要という問題意識から、その運営の現状や行動規範である「指針と規範」等に内在する課題を批判的に考察している。最後に、アルコール基本法案実施により、人々が飲酒と自己決定の自由を尊重しつつ、社会的に酒害の少ない環境で飲酒を楽しめる脱・「アルコール依存社会」の到来を期待し、結んでいる。

本論文は、かつてアルコール依存症に陥り断酒会活動の中で酒害から回復してきた論者が、アルコール依存を酒に飲まれた個人の問題に矮小化するわが国は依存症者にとって生きづらい社会であるだけでなく、社会的対応ができていない社会構造自体がアルコール依存的であると、政策の遅れに危機感を抱き、警告を発する書である。その問題意識とアルコール・コントロール概念の遭遇によって結実したのが本論であり、知見や方法論に特に新規性があるわけではないが、少なくとも次の2点で独自性を認められる。第1に、わが国のアルコール関連問題に関する研究は保健医療等専門家によるものが主体で政策分野での先行研究は極めて限られているところ、論者は酒害予防対策先進国等での先行研究文献を丹念にリサーチし、酒害予防対策を社会的問題に拡張し総合化する枠組みに触発され、我が国での対策を基本法案として構想してみせた。第2に、断酒会の酒害予防対策上の役割等や課題について、内部者の目を通して批判的に考察を行った。

本論文全体の強みは論者の当事者性、既存政策への挑戦的問題提起にあるが、その思いが先行し、時に論の運びが荒く、また叙情的になるという弱点を内包していないわけではない。しかし、上述した本論文の独自性はこれらの懸念を補ってあまりあるものである。よって、本論文は、博士（政策科学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

## 総合試験結果の要旨

2009年1月28日

論文題目： 脱・「アルコール依存社会」にむけてのアルコール政策の総合的研究

学位申請者： 中本 新一

審査委員：

主査： 総合政策科学研究科 教授 井上 恒男

副査： 社会学研究科 教授 黒木 保博

副査： 奈良女子大学 教授 清水 新二  
生活環境学部

要 旨：

学位申請者について、2009年1月24日、約1時間にわたって提出論文に関する博士論文審査公聴会を開催した。

まず提出論文について学位申請者から説明が的確に行われ、続いて副査の2人の審査委員から質問、コメントがなされ、これに対して学位申請者は適切に応答を行った。

副査からは、政策（理論）と実践を結び付けようとした努力を評価するが、断酒会論との接合が分かりづらく、アルコール基本法案の入手・接近・需要抑制という枠組みを1、2、3次予防とクロスさせて検証すればさらに深みのある考察になったのではないかと、また、断酒会の課題を論じる際にその集団としての力だけでなく個人に焦点を当てる見方やさらに専門職との連携という視点もあってよかったのではないかとという質問、コメントがなされた。もう1人の副査からは、飲酒をめぐる文化、歴史、政策、さらに自助集団にまでウィングを広く伸ばし、アルコール基本法案という具体的提案も行うなどチャレンジングでオリジナリティのある労作だとしてうえて、アルコールリック・ソーシャル・システム論の先に論者が新たに見出した視点は何か、また、アルコール関連問題という視点からポピュレーション・アプローチに立ちながらハイリスク・グループを主眼とする狭い断酒会論になっていないかという質問、コメントがなされた。

それに対して学位申請者は、我が国の先行研究には少ない入手・接近・需要抑制という枠組みにより自分なりに政策をとらえ直すことができた、また、断酒会論においては会員だけでなく救済すべきアルコール依存症予備軍の存在にも意識していた旨述べるとともに、さらに広い視点での考察は今後の研究課題として受け止めていきたいと決意が示された。

なお、本論文は当事者としての経験、実践が濃厚に反映されているところに大きな意義が認められ、その反面として方法論的に今後努力を要する点がなくはないが、相対化、客観化の努力によりその懸念を上回るバランスの取れた仕上がりになったことは好感を持てた。

語学力に関しては、関連の英文原書をよく読みリサーチしていることがうかがわれ、十分な能力を保有していると判断できる。

以上の審査公聴会での的確な説明と応答及び語学力を踏まえ、学位申請者は博士（政策科学）（同志社大学）の学位に値する学力を有していると判断する。

# 博士學位論文要旨

論文題目：脱・「アルコール依存社会」にむけてのアルコール政策の総合的研究  
氏名：中本 新一

## 要 旨：

本論文の目的は、「アルコール依存社会」である日本を脱・「アルコール依存社会」にするためにアルコール関連問題を削減する方法を研究することにある。

酒の製造・販売は経済活動の一部をなし、酒税は一般的政策の財源として欠かせない。リラックス、社交性等の効用のある飲酒を禁酒法で一律に禁止することはできない。適切に飲酒することは自由であり、飲酒と自己決定を尊重する基本的立場に立ちつつも、社会的観点からアルコール関連問題を抑制する方策を考察する。つまり、①酒類供給サイドにおける社会的責任とそのあり方、②適切な飲酒のあり方、③アルコール基本法案の内容と「脱・アルコール依存社会」対策はいかにあるべきか、④どう改革すれば、断酒会で救われる人を多くすることができるかを追求することである。

### 《第1章：アルコール依存社会とアルコール関連問題》

酒類は身体依存性が強く恐ろしい薬物である。その害は個人の心身に悪影響を及ぼすだけでなく、アルコール依存症、自殺、他殺、事故、家庭問題、失職などのアルコール関連問題が頻発させ、看過できない社会的問題になっていることを「アルコホリック・ソーシャル・システム」等の先行研究によりながら示す。

これらのアルコール関連問題に取り組むためには社会全体で対処しなければならないが、わが国は社会そのものが「アルコール依存社会」であるといわざるを得ない。つまり、わが国におけるアルコール消費を考えると、①飲酒と酔酩に寛容な文化、②飲酒に著しい人間関係の形成力と社会性がある、③大量飲酒できる者が頂点に立つピラミッド型社会、④酒を社会的に規制しようとする意識が希薄、⑤過飲者が飲酒人口の過半数を越える、という特徴が顕著であり、しかもそれが時系列的に強まっている。

このことを証明するために、アルコールに寛容な文化を歴史的に簡潔に考証するとともに近年の問題飲酒の増加、消費量増大等を検証した。具体的には、未成年者飲酒が増大し、高度成長期から成人は過飲するようになり、1980年代以降欧米諸国で消費量が頭打ちするなかで日本は消費量が減らず、近年、過飲者(1日平均1合以上を飲む)が約3,400万人に昇ること等を示した。

### 《第2章：アルコール政策、その総合化への歩み》

アルコール政策発展の歩みを振り返るとともに、ローズの「ポピュレーション・ストラテジー」によりながら、アルコール関連問題を削減するには①国民1人当たりの酒類消費量の抑制、②そのための政策の総合化が必要であることを明らかにする。

まず、わが国のアルコール政策を検証するためにも、100年前まで酒害にあふれ、今日、消費量を相当抑え込んでいるアメリカとスウェーデンのそれを見ていく。アメリカでは禁酒法廃止の後、「アルコール・コントロール」という概念が登場し、1970年に酒害防止の総合法としてヒューズ法が制定・施行され、1980年代に入ってアルコール問題対策が進んだ。しかし、今日、酒類の相対価格がきわめて廉価に放置され、広告も自主基準に任されている。血中アルコール濃度許容値 0.8‰は国際的に遅れており、ランダム呼気テストも実施されていない。このように、アメリカの政策は、政策の総合化が弱く、国民1人当たりの年間消費量の抑制が進みにくくなっている。

禁酒法が不成立に終わったスウェーデンでは1917年から国全体で配給制を施行したが1955

年に廃止されて専売制に移行し、EU加盟の1995年以降も小売の専売制が持続されている。スウェーデンでは、消費量が相対的に低く、交通事故死、肝硬変死、口腔・咽頭ガン死亡率が低い。その背景として小売について、〈時間〉・〈日〉・〈場所〉・〈店舗数〉の規制があり、広告に対する規制も厳しい。飲酒運転防止策として、血中アルコール濃度許容値が0.2‰に定められ、ランダム呼気テストも「しばしば」実施されている。しかし、EU加盟後、酒税が下げられ、近年消費量が增大している。上記苦悩があるものの、酒類の①入手対策、②接近対策、③需要抑止対策という3領域にわたる総合的政策によって、消費量を抑制している。

次に、アルコール関連問題はアルコール依存症等の少数ハイリスク・グループだけの問題ではなく集団（社会）に向けた政策が必要であることを示すために、ローズの「ポピュレーション・ストラテジー」を紹介した。これを踏まえ、アルコール問題を社会的フレームの中で捉え直すという観点から、WHO、先行研究等を参考にしながら供給面に着目し、入手対策、接近対策、需要抑止対策というアルコール消費量を抑制するための本論文における基本的枠組みを立て、政策フレームの総合化を行なった。さらに、酒類の供給における社会的責任性を論じ、その根拠として、酒類の薬物性、適正飲酒の困難、酒害の頻発、製造・販売の免許制、巨大な酒税収入をあげた。

### 《第3章：アルコール問題対策の検証とアルコール基本法》

日本においてアルコール関連問題を削減するためのアルコール基本法案の骨子を提案する。まずこのため、戦後日本におけるアルコール関連問題対策の歩みを概観し、アルコール依存症に対する医療の実態及び課題を明らかにした。具体的には、個人の飲酒行動の変容を訴えるわが国の適正飲酒中心の政策に限界があることを論じ、総量抑制の観点から日本のアルコール政策を入手対策、接近対策、需要抑止対策に区分し、自販機の存在、酒価の安さ、飲むシーン放映のテレビ広告の危険性等を指摘した。わが国で総量抑制アプローチが採られていないのは、適正飲酒政策のほか、テンペランス運動の国民的伝統がないこと、禁酒を掲げる有力政治家が不在であること、一般人及び断酒会員がソブリエティしやすい環境づくりに成功しなかったこと、公衆衛生審議会が消費量の抑制を打ち出してこなかったことが考えられる。

引き続き、酒価低下と消費量増大の関係およびWHO専門家によるアルコール政策のカテゴリ一別評価を紹介したうえで、日本におけるアルコール基本法案を提案した。その目的は、飲酒と自己決定を尊重しつつ、アルコール関連問題の被害・不利益から国民を守ることにある。保健政策にとどまらず、入手対策、接近対策（特に価格対策）、需要抑止対策を総合化したのがその特徴である。特に、公衆衛生的コストを酒価に含めて引き上げることによってアルコール消費量をコントロールし酒害を抑制するとともに、徴収した公衆衛生コストを全額アルコール問題対策事業にあてることにしている。また、第1～3次予防も組み合わせることで実効性を確保した。具体的には、まず、「条件整備」では地方・民間への補助金制度を創設し、地方自治体にアルコール課を設置して酒害防止啓発活動を拡充するとともに、医学部・病院にアルコール科を新設する。「接近対策」では公衆衛生的コストを導入して酒類の相対価格を引き上げるとともに、小売規制の強化、自動販売機の撤廃等を行う。「需要抑止対策」においては、テレビで毎晩、2分間アルコール教育放送を行ない、飲むシーンの放映のテレビCMを追放する。また、接近対策で規制しても限界がある場合には、「入手対策」として小売の専売制を検討する。

### 《第4章：断酒会の役割、その現状と課題》

アルコール政策に関係する機関は多くあるが、断酒会は当事者集団として特異性をもち、ソブリエティすることでアルコール医療対策を発展させ、アルコール政策の客体でありながら、同時に主体にもなってきた。アルコール依存症は医療だけで治る病気ではなく、断酒会活動の中で回復していく。したがって、アルコール問題対策を前進させるためには断酒会による取組みの拡充が不可欠である。しかし、断酒会は会員減、定着率の悪さ等で苦悩を深めている。その要因としては、内部における序列・階層化、女性・単身者の居心地の悪さ等をあげられる。アルコール政

策のこれからを担っていくためには断酒会もまた生まれ変わらなければならないが、上記負の源泉として、断酒誓約の弱点が考えられる。現状、会員・家族において相互発展関係に導き、「仲間性」を高め、自立性も高め、生きることを意味を問いつける断酒誓約になっていないと考えるからである。断酒会の創設期に、わが国の集団志向的価値観に対決しなかったことも一定の混乱を招いている背景として考えられる。したがって、断酒誓約を書き換え、ソプラエティしやすい断酒会に変わるとともに、酒害削減を目的とする他の機関と連携し、酒害の予防事業において中心的役割を果たすべきであろう。

《終章：脱・アルコール依存社会とはどんな社会か》

アルコール基本法案実施によって到来した脱・「アルコール依存社会」に期待している近未来的なことがらを、5つの範疇について希望表明した。①飲酒と自己決定の自由が尊重され、②国、地域社会および企業が、持続可能な発展の視点から長期的利益は人々の健康にあると捉え、③酒類消費量の増え方、減り方が政策実施の指標になり、④酒類における社会的責任性が果たされた環境で、人々が「危険のもっとも少ない飲酒」を楽しみ、⑤国と地方自治体が、アルコール依存症について第1次、第2次、第3次の予防ごとに成果をあげている、の5点である。

本研究を通じて総量抑制アプローチの有効性、そのための政策の総合化の必要性を解明することができた。社会的責任性を考察することにより、その中身として自販機撤廃、小売規制、相対価格の値上げ等を明らかにした。一方、飲酒・酩酊に価値を置く文化と適正飲酒を推奨する政策は、わが国の独自の傾向であるが、その背景にある要因の相互の関連について、あるいは公衆衛生的コスト、補助金、アルコール課等だけでアルコール関連問題を解消できるのかどうかを解明できなかった。